

第3章 本編

第3章 本編

1 組織体制

東かがわ市の組織体制を表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 東かがわ市 組織体制

総務部	市民部	事業部
総務課 財務課 地域創生課 危機管理課 税務課 人権推進課	市民課 福祉課 保健課 介護保険課 環境衛生課 市民課 引田支所 大内支所 福栄出張所 五名出張所	農林水産課 建設課 上下水道課

会計課	議会事務局	監査委員事務局	教育委員会事務局
会計課	議会事務局	監査委員事務局	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課

令和2年3月31日現在

2 情報収集・連絡網

1) 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎情報とするため、表 3-2-1 に示す情報を本市災害対策本部事務局等から収集し、東かがわ市災害対策本部各部各班において情報共有するとともに、関係者に周知する。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理する。

表 3-2-1 災害対策本部事務局等から収集する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・各避難所の収容人数 ・各避難所の仮設トイレ数 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数 	<ul style="list-style-type: none"> ・要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見直し ・下水処理施設の被災状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁の被害の把握	被害状況と開通見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルートの把握

資料：香川県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）P12

2) 東かがわ市災害対策本部各部各班において行う情報収集

災害廃棄物に関連して東かがわ市災害対策本部各部各班が収集する情報を表 3-2-2 に示す。これらの情報は時間経過とともに正確さを増すことになるため、定期的な情報収集を図る。

表 3-2-2 災害廃棄物に関連する収集する情報例（災害時）

項目	内容	緊急時	復旧時
職員・施設被災	職員の参集状況	◎	
	廃棄物処理施設の被災状況	◎	
	廃棄物処理施設の復旧計画・復旧状況	○	◎
災害用トイレ (簡易トイレ)	上下水道及び施設の被災状況	○	
	上下水道及び施設の復旧計画/復旧状況	○	◎
	災害用トイレの配置計画と設置状況	◎	
	災害用トイレの支援状況	◎	○
	災害用トイレの撤去計画・撤去状況		◎
し尿処理	被災状況から収集対象し尿の推計発生量	◎	
	し尿収集・処理に関する支援要請	◎	
	し尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		◎
生活ごみ処理	ごみの推計発生量	◎	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	◎	○
	ごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況		◎
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	◎	
	災害廃棄物の発生量及び要処理量	◎	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	◎	○
	災害廃棄物処理実施計画	◎	○
	解体撤去申請の受付状況	○	◎
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	◎
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	◎
	仮置場の配置・開設準備状況	◎	
	仮置場の運用計画	○	
	仮設焼却施設の整備・運用計画		◎
	再利用・再資源化/処理・処分計画	○	○
	再利用・再資源化/処理・処分の進捗状況		◎

備考) ◎は、早期必要 ○は、必要である。

資料：高知県災害廃棄物処理計画 市町村災害廃棄物処理計画策定の手引き（平成26年9月）P11

3 県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報及びごみ処理等の進捗状況を順次報告する。表 3-3-1 に県への報告事項を示す。

表 3-3-1 県への報告事項

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量 ・必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見直し ・必要な支援	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要な資材の調達状況 ・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

資料：香川県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）P14

4 関係者と共有する情報

1) 2市1町（さぬき市、東かがわ市、三木町）及び近隣市町等

県との連絡手段の確保と同様に、2市1町（さぬき市、東かがわ市、三木町）及び近隣市町等との連絡手段を確保し、情報の共有に努めることとする。表 3-4-1 に災害廃棄物に関連して近隣市町等と共有すべき情報（例）を示す。

表 3-4-1 災害廃棄物に関連して近隣市町等と共有すべき情報（例）

項目		内容
オープン スペース	広域避難所、物資拠点、仮 設住宅を含めた空き地	災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ変化することから、オープンスペースに関する情報は随時変更することが望ましい。
処理施設	ごみ処理施設 し尿処理施設	処理施設の被害状況、アクセスの状況など施設機能に関する情報
資機材	収集運搬車両 重機 災害用トイレ	災害廃棄物処理や災害時に有効な資機材と収集運搬車両・重機、災害用トイレ等に関する情報
その他		避難所情報、緊急輸送路・交通規制状況、インフラ復旧状況

資料：高知県市町村災害廃棄物処理計画のひながた（平成 26 年 9 月）P15

2) 庁内関係各課との連絡

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要と思われる事項については、関係各課との連絡調整を行う。

3) 関係団体等との連絡

災害対策に関する応援協定を締結している関係団体等と連絡を取り、情報交換及び対策に向けての調整を行う。

5 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報整備

し尿処理施設を含む一般廃棄物処理施設において、災害に備えた緊急時対応マニュアル及び施設の被害状況確認や修復をするための点検手引きを予め作成しておく。また、災害時には、薬品、燃料等が円滑に流通しないことから、施設ごとに必要となる用役の備蓄情報を整備する。

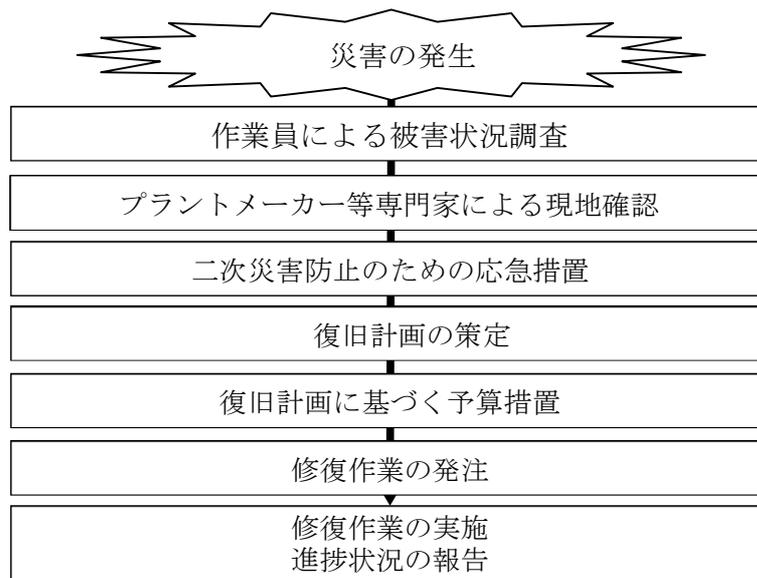
発災時には、次の事項について情報収集を行う。

1) 被害状況

- ・被災後の点検等の結果については、速やかに県に報告する。
- ・本市は、災害時の点検、修復に備え、事前に当該施設の運転管理会社やプラントメーカー等との連絡、協力体制に基づく被害状況調査及び処理余力等を整理する。二次災害防止のための応急措置を行う。

2) 修復作業の発注・修復状況

一般廃棄物処理施設の速やかな復旧に向けて、修理や復旧作業を行い、必要な修復作業を発注する。修復の進捗状況は、県へ報告する。図 3-5-1 に一般廃棄物処理施設の復旧に向けた手順を示す。



資料：一般財団法人日本環境衛生センター「廃棄物処理施設技術管理者等スキルアップ研修会」

図 3-5-1 一般廃棄物処理施設の復旧に向けた手順

6 協力・支援体制

津波等の被災を受けた区域において災害廃棄物を分別、運搬、選別、処理していくためには、多大な労力と機材による迅速な対応が必要であることから、発災後可能な限り速やかに協力・支援体制を整備する。総務担当は生活系ごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理の各担当者から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し「災害時相互応援協定」に基づき、県及び他市町に応援を要請するものとする。支援要請の内容等については、県に報告する。

また、他の市町からの支援の申し出については、支援要請内容の調整を行うとともに、その状況を県に報告する。

1) 自衛隊・警察・消防

災害復旧の初動は、自衛隊、警察、消防による啓開作業となる。初動作業においては、人命救助やライフライン確保が優先されることから、災害廃棄物対応については、分別や環境配慮が後手になることを踏まえ、次の事項に留意し、対応方針を共有するものとする。

- ・災害廃棄物の特性に応じた最小限の分別方針
- ・思い出の品や貴重品の取扱
- ・不法投棄や二次災害の防止

2) 近隣自治体の協力・支援

近隣自治体による協力・支援については、あらかじめ締結する災害協定等に基づき、迅速かつ効果的に実行されるよう常に最新の情報を提供するとともに、市内の情勢を正確に把握し、必要な支援等について要請する。

また、近隣他県の協力・支援が確実に行われるためには、受入体制の整備も重要であり、近隣自治体の協定締結に際しては、支援を受ける人材、資材の詳細を取り決め、これらの移動ルートの確保、受入体制の整備も検討していくものとする。

3) 民間事業者との連携

災害廃棄物は一般廃棄物とされるが、性状や組成は、より産業廃棄物に近いものもある。これらの処理処分は、市より産業廃棄物処理のノウハウと機材を有する民間事業者のほうに精通していることがあり、また、一時的に大量の廃棄物を処理する場合には、生活ごみ処理の余力で対応する市（組合）施設より民間事業者のほうに機動性に富む可能性が考えられる。さらに、広域処理を円滑に進めるためには、民間のノウハウや資材を活用した運搬手段の確保も必要となる。

このため、災害廃棄物の対応について民間事業者等の協力体制を得るため、団体や事業者等の締結を検討する。表 3-6-1 に協力協定を締結する対象業種・団体等の参考を示す。

表 3-6-1 協力協定を締結する対象業種・団体等（参考）

産業廃棄物処理業者及び関連団体
建設業者及び関連団体
輸送運搬業者（陸路・鉄道・海路）及び関連団体
建設作業機器等取扱業者及び関連団体
測量・設計業者及び関連団体
廃棄物処理分野における学術団体、調査研究機関及び関連団体

4) ボランティアとの連携

災害時においては、被災家屋の片付け等にボランティアが関わることが想定される。そのため、ボランティア等への周知事項(排出方法や分別区分等)を記載したチラシ等を危機管理課、福祉課、社会福祉協議会、県（男女共同参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部と共有し、平時から連携に努める。

7 住民への広報

1) 広報の必要性

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要であり、平時から予防・防災対策、仮置場候補地、発災時の災害廃棄物の出し方等について周知しておく必要がある。

また、仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ゴミの排出防止等も早期に分かりやすく提供する。表 3-7-1 に住民へ広報する情報の例を示す。

表 3-7-1 住民へ広報する情報の例

項目	内容
予防・防災対策	家具転倒防止方法、備蓄、非常用持ち出し袋、避難場所・避難経路、安否確認方法
仮置場候補地	仮置場候補地の住所、写真、位置図
ごみの出し方	ごみ収集の優先順位 ※優先順位高：生ごみ、紙おむつなどの衛生上、家に置いておけないもの→ステーション収集 ※優先順位中：片付けごみ→仮置場へ搬入 ※優先順位低：不燃ごみ、資源ごみなど→分別し自宅で一次保管
住民用仮置場の設置状況	場所、分別方法、収集期間 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。
(一次・二次)仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、処理の概要 ※仮置場における便乗ゴミの排出禁止や、不法投棄・不適正処理の禁止についても合わせて周知する。
災害廃棄物処理の進捗状況	市全域及び区ごとの処理の進捗状況、今後の計画

2) 広報手段

発災時の情報発信にあたっては、本市広報紙、告知放送、マスメディア、インターネット、避難所の掲示板への貼り出し、回覧板等の多様な手段を用いるものとする。

3) 住民からの相談及び苦情の受付

住民からの相談及び苦情については、市民窓口を設置し、苦情の内容並びにその対応については、情報の共有化を図るため、記録及び整理、集約する。

8 職員の教育訓練、研修の実施

東かがわ市地域防災計画及び各種マニュアルの記載内容について、平時から職員に周知するとともに、災害時の応急対応を円滑に行えるよう訓練を行う必要がある。

また、国、県等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に継続的に参加することで人材の育成を図る。

1) 実地訓練

災害発生時、各職員が迅速かつ的確に対応できるよう、実地訓練を実施する。また、迅速かつ的確に対処できる体制を確立するためには、関係部署による合同訓練を実施するよう努める。訓練は、職員の異動を考慮し定期的に継続して行うものとする。